

1. 国・地方デジタル共通基盤の整備・運用の基本的考え方

(2) 国・地方デジタル共通基盤の整備・運用における国と地方公共団体の役割分担

(前略)

- 国・地方デジタル共通基盤の整備は、地方公共団体の事務に関するシステムに関して更に共通化や標準化を進めるものであることから、地方公共団体の多様性や自主性を高めることを主旨とする地方分権との関係を整理することが求められる。
- まず、国・地方デジタル共通基盤の整備は、地方分権改革前の国と地方公共団体の関係を復活させるものではない。国による共通化や標準化の支援は、地方分権改革により明確化された国と地方公共団体との役割分担の下で、地方公共団体の事務を技術的に下支えし、負担が軽減された分、これまで手の届かなかった地域特有の課題への対処や住民へのよりきめ細かなサービスの提供などを可能とするものである。地方公共団体においては一層自主的で自律的な施策が展開され、地方分権改革の成果を住民が実感できるようになることが期待される。
- 同時に、システムの共通化や標準化によって、国は地方公共団体の業務で用いられているデータを、その性質等に配慮しつつ、権限に基づいて効率的に取得し、現場の実情をよりタイムリーに把握することが容易になる。これによって、地方公共団体の実態に即した国の政策立案がより実効的に行われることが期待される。これらは地方公共団体の事務が自治事務か法定受託事務かを問わず、地方公共団体の事務について共通するものである。
- 今後、共通化や標準化を進め、国・地方デジタル共通基盤を整備・運用していくためには、国と地方公共団体が、これまで以上に密接に課題・目標・進捗等を共有・協議し、協力しながら、それぞれの役割を果たしていくことが重要である。地方公共団体の実態にそぐわないプラットフォーム等の提供によって、現場に混乱をもたらすことは避けるべきであり、また、国が必要な基準を示さないために、共通化や標準化が進展しない事態があってはならない。こうした国と地方公共団体の関わり方こそが、地方分権の下におけるデジタル改革の推進にふさわしい役割分担と考えられる。

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（抄）

＜2024年6月18日デジタル行財政改革会議決定＞

2. 取組の方向性

(3) 共通化すべき業務・システムの基準

① 国民・住民のニーズ(利用者起点)に即しているか

(前略)

- 効果が高く、ニーズが高い取組対象の候補を絞り込むためには、(中略)、当面の具体的視点として、次の3つの視点から検討を行うこととする。なお、検討に当たって、地方分権改革に関する提案募集方式とも必要に応じて連携し、地方公共団体からの提案のうちこれらの視点に合致する提案についても参考とする。
 - i) 新しい課題に対する業務・システムで導入団体が現状では少ないが、全国的に展開することが有意義なもの
 - ii) 制度改正に対応するための業務負担が大きい、又は大きな制度改正がある業務・システム
 - iii) データに基づく行政をタイムリーに行う必要がある業務・システムで、国への報告に手間を要しているもの

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（抄）

＜2024年6月18日デジタル行財政改革会議決定＞

3. 今後の推進体制

(1) 国と地方公共団体の連携の枠組み及び国側の推進体制の整備

① 「国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会」の開催

- 共通化を推進するための国と地方公共団体間の連絡協議を行うための合議体として国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会を令和6年夏を目途に開催する。
- 内閣官房デジタル行財政改革会議事務局が事務局となり、国側からはデジタル庁、総務省自治行政局、地方側からは地方三団体の代表者によって構成する。
- 国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会は、3. (2)を踏まえ、共通化の対象候補を選定することや、制度所管府省庁が策定する共通化を推進するための方針（中略）の案への同意を行うこと等を主な任務と（中略）する。

(2) 連携・協議すべき事項やその進め方

（前略）

- 国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会（以下「本連絡協議会」という。）は、地方分権改革に関する提案を必要に応じて参考としつつ、住民の利便性の向上や効率化による国民負担の低減の観点から住民のニーズに即していると考えられる対象候補を選定する。この際、各制度所管府省庁は、利用者起点で共通化すべき業務・システムがあると考えられるものは、本連絡協議会に提案することができる。

（後略）